

登録もれにご注意！



運転代行業務中において、従事者や随伴車が登録されていなかった場合、客車（被共済自動車）の運行中に生じた損害及び傷害に対して、共済金の支払いができないことがあります。

■ 従事者の追加登録

運転代行業務に従事する者(客車及び随伴車のドライバー)は、運転免許の区分(一種または二種)、アルバイト、その他臨時の雇用者にかかわらず、運転代行の業務の開始前までに登録が必要です。

■ 随伴車の増車(追加登録)・入替登録

運転代行業務に登録されていない随伴車を使用する場合は、運転代行の業務の開始前までに登録が必要です。



使用するすべての随伴車の登録厳守！

法律で定められた損害賠償措置が講じられていない(代行保険*に未登録)随伴車での運転代行業務は違法です。

故意に、一部の随伴車にしか損害賠償措置を講じていない場合(いわゆる間引き登録)や、これに伴う不正請求が発覚した場合には、共済規程及び受託自動車共済契約約款に基づき、厳正に対処します。また、所管行政庁である警察庁及び国土交通省、管轄の都道府県担当部局、並びに都道府県警察本部へ報告し、必要に応じて、顧問弁護士を通じ法的措置を講じます。

法令の順守、利用者保護の観点からも、「運転代行業務に使用しているすべての随伴車」の登録をお願いします。

法令の順守、利用者保護の観点からも、「運転代行業務に使用しているすべての随伴車」の登録をお願いします。



*代行保険とは、客車を運行中に生じた利用者、その他の者の生命、身体または財産の損害を賠償するために、法律で締結が定められている損害賠償措置(損害賠償責任に関する保険または共済)のことです。



ジェイ・ディ共済協同組合



JD共済へ送っていただく「変更届」が、 スマホやパソコンからも送信できます！

主な メリット

- ① 近くに FAX がなくても、スマホがあれば、どこからでも送信できるのでとても便利！
- ② FAX 通信費が省けるので、経費削減！（※スマホ等のデータ通信量は消費します）
- ③ 送信先（アドレス）の入力は不要！だから、送信ミスの心配はなく、操作も簡単！

《スマホからの送信方法》

1 変更届に必要な事項を記入し、
スマホで撮影してください。



- ※ 増車及び入替の場合は、
「新たに登録する随伴車の
車検証」もご用意ください。
- ※ 書類全体が写るように撮影してください。

2



各種お問い合わせ
をタップ(押す)

3



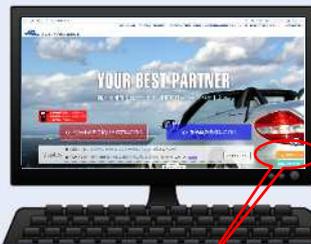
- ① **変更届等送信フォーム** をタップし、必要事項を入力してください。
- ② **ファイルの選択** をタップし、撮影した変更届や車検証を[アップロード]後、[送信ボタン]をタップしてください。

《パソコンからの送信方法》

1 JD共済ホームページから
必要な様式の[Excelデータ]
のファイルを開き、必要事項
を入力後、そのデータをPC
に保存してください。

- ※ 増車及び入替の場合は、
「新たに登録する随伴車の
車検証」もご用意ください。

2



各種お問い合わせ

をクリック

3

- ① **変更届等送信フォーム** をクリックし、必要事項を入力してください。
- ② **ファイルの選択** をクリックし、保存した変更届や車検証のデータを[アップロード]後、[送信ボタン]をクリックしてください。

変更届のダウンロード方法

TOP ページ 【組合員の皆様】 → 【各種変更届のダウンロード】

《ご注意ください》

- ※ 変更届や車検証などを撮影する場合、文字等がはっきり見えているかをご確認ください。
- ※ 送信後の自動返信メール(info@jd-kyosai.com)をお受け取りいただけるよう、受信設定(迷惑メール設定)等をお確かめください。

JD共済のホームページ
へのアクセスはこちらから

JD共済

検索

<https://jd-kyosai.com>

スマートフォンで右のQRコード
を読み取ると、簡単アクセス！

